

厚生労働省発基安1214第2号

令和4年12月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 健康管理手帳の交付の対象となる業務に、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二 その他所要の改正を行うこと。

第三 この政令は、公布の日から施行すること。

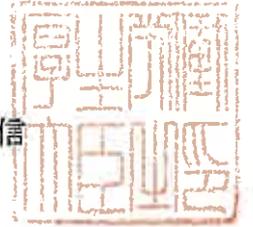
厚生労働省発基安1214第3号

令和4年12月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者のうち、当該業務に二年以上従事した経験を有する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする事。

二 健康管理手帳その他の様式について、所要の改正を行う事。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

別表及び様式について、所要の規定の整理を行う事。

第三 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする事。